

を見ると、文部行政に民間活力を入れることに必死になっているとしか見えない。もつと文科省は、その省の中に立派な人材もいるし力もあるじゃないですか。何で文科省が必死になってやらないんですか、何で民間を入れるんですか。そういうことを今多くの国民が不審に思っていますよ。だから、それを是非大臣は払拭していただきたい。このことを強く要望して、質問を終わりたいと思います。

○委員長(吉川ゆうみ君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(吉川ゆうみ君) ただいまから文部科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、高大接続改革に関する件を議題とし、質疑を行います。

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

本日のテーマは高大接続改革についてでありますが、同僚の委員の質問を聞いていても、これは問題だらけだなど。ここは一度、英語試験の民間の活用と同じように、やはり中止して見直すしかないなどというのが我が党としての結論なんです。ただ、この問題については後半に梅村先生にじっくりとやっていたくとして、私は、せっかくだと恐らく国会会える最後の機会にもなりそうなので、今の喫緊の課題であるオリンピックとゴルフ場利用税の問題について、ちょっとこれ、このままじゃオリンピック迎えるわけにいきませんので、大臣の決断を促すために質問したいというふうに思います。

実は、ゴルフ場利用税が、これがオリンピックをやるとして極めて理不尽で差別的な税制で

あるということ、私は毎年、毎大臣に質問をしてきました。その都度、とはいっても財源を頼りにしている地方自治体があつて、皆さんの言うことを聞かないやいなやいので難しいと言つて逃げ張つてはくられていたんですよ。こんなスポーツを差別するような課税、これも世界的に見て恥ずかしいし、オリンピックの開催国として恥ずかしい。ここで一挙に改革しようとするのは、進まないんですよ。

今年の自民党税調の案では、これ、少し改革しようと思つて、今までの年齢枠の免税を少し広げて、その分、でも税収が落ちます。税収が落ちる分は、一番困るだろう市町村にその割合を増やして、どうにか帳尻合わせてやつていこうと、文科省はこういうせこい提案をしていたんですよ。

それと加えて、ただ、このままでオリンピックやると国際的な非難になつちゃうだろうと、オリンピックのゴルフの選手は特別に減税する税制改正をやろうと。こんなびぼう策で逃げようとしてるんですよ、この期に及んで。私はもうびつくりしていますけれども。

さあ、大臣。大臣もゴルフ関連の会で何か資料を示されたそうですが、国際ゴルフ連盟の、これIGFというんですが、ピーター・ドーン会長から、オリンピックのゴルフ競技、このままでやるのは非常に困ると。ゴルフ場利用税の廃止と国家公務員の倫理規程、これゴルフだけ国家公務員はやっちゃいけませんよと書いてあるんですよ。ほかのスポーツ何も書いていないし。あるいは、供給というか、飲み食いとかゴルフと書いてあるんですね。飲み食いはどういふのか具体的に書いていないんです。ゴルフだけ、スポーツの中で具体的に書いてあるんです。こんな、ゴルフを差別するような国家公務員倫理規程、こういうのはしつかりと改革して外してほしいと直筆のお手紙いただいているんですよ。でも、今年の自民党

の税調の議論では全くそれ両方とも実現できなかったじゃないですか。

このままでいいんですか、このままでオリンピックやるんですか。どうぞお答えください。

○国務大臣(萩生田光一君) 今年九月二十日に、IGFの方から会長名で、ゴルフ場利用税の廃止と国家公務員倫理規程におけるゴルフの制限に関する規定の削除について要請をいただきました。ゴルフ場利用税は、スポーツの中でゴルフのみ課税されている中、ゴルフ団体からは、廃止は最終的な目標として掲げつつ、少しでも前進を図りたいとの強い意向が示されたことを受け、令和二年度税制改正要望において、非課税となる対象年齢の拡充や、オリンピックを含む国際大会への参加者に対する非課税措置などの要望を行ったところであります。スポーツを振興する立場としては、引き続きゴルフ場利用税の見直しに取り組みたいと思います。

また、国家公務員倫理規程そのものについては、所管外ですので意見を差し控えていたいただきますが、一般論として申し上げれば、スポーツを振興する立場からは、誰もがゴルフを楽しむことができる環境を実現することが重要であると考えております。

○松沢成文君 文科省も頑張っているんで引き続き努力していきます。引き続き、ないんですよ。もうオリンピック、来年来ちゃうんですよ。ここで改革できるかできないかなんです。

さあ、そこで、皆さん、オリンピックの基本原則、五原則です、オリンピック憲章、その第四にこう書いてあるんですよ。スポーツをすることは人権の一つである。全ての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。私はそのとおりだと思います。さあ、今、日本政府が課しているゴルフ場利用税、これ完全にオリンピック憲章違反ですね。まず、二つ違反があります。

ゴルフとその他のスポーツ、差別しているん

です。そのほかのスポーツは、プレーをするときに税金なんかは一切取りません。スポーツに税金取るなんて国あつたら、オリンピックやる資格ないですよ。ゴルフだけは、ぜいたくなスポーツだと、消費税導入するときに娯楽施設利用税は全部廃止したけど、ゴルフやっている人間は金持ちで拒絶力あるだろう、ここからは取り続けていいだろう、ずっとそれ来ちゃっているんですよ。ゴルフだけに課す税金、これは差別です。スポーツの中でゴルフとそれ以外を差別していますね。これはいかぬと言っているんですよ。

それから、ゴルフアームの中でも、一般ゴルフアームはゴルフするとき課税しますよ。でも、オリンピックで非難を避けるために、オリンピックの選手だけ免税にしますよという税制改革をやる、これも憲章から見ると差別です。

私は、オリンピック憲章に違反する形でオリンピックを迎えることはできないと思つておりますけれども、大臣、これオリンピック憲章に違反しませんか。

○国務大臣(萩生田光一君) オリンピック憲章の基本原則第四条においては、全ての個人が差別を受けないこと、スポーツをする機会を付与されなければならない旨が規定をされていますが、先生御指摘のオリンピック憲章に違反するかどうかについては、お答えできる立場にございません。意見を差し控えていただきたいと思います。

○松沢成文君 大臣、オリンピックの何かに調整委員会のメンバーでもありませんか。これ、大臣に聞かないで、誰が答えられるんですか。全く今の答弁、意味が分かりませんが。大臣、このままにしておくの大変なことになりますよ。実は、平成十六年、私はこの委員会の場で、ゴルフ会場になっている霞ヶ関カンツリー倶楽部は女性を締め出している、正会員に女性は入れない、こういう規則になっている、これはオリンピック憲章第四條の全ての個人はいかなる種類の差別も受けることなくという、このオリンピック憲章に反する規定だと、私がここでそれをぶつ

けたら、と同時に、私は小池都知事とパッハ会長に書簡も送りました。そうしたら、すぐにパッハ会長は、これは差別であるから、このままでは震ケ関でオリンピックをやることは難しいですよ、とおんと出たわけです。そうしたら、もう森さんはパッハさんにはめっぽう弱いですから、やばいということになって、震ケ関カンツリー倶楽部にこの規定を外さないところでゴルフできなくなるからどうにかしてくれと言ったら、震ケ関も、とにかくうちでやりたいんで、分かりました、変えますと、今までのカンツリー倶楽部の歴史や伝統なんて関係なく、オリンピックやるためには、差別と言われたら、はい、変えますと、こう来たわけですよ。

全く同じ現象が今にも当てはまるんですね。男女の差別、オリンピックやる会場、男女差別しているところなんかでやるんだしたらオリンピックやらせませんよと来たわけです。税での差別をやっているわけです。これじゃ、オリンピックでできませんよ。大臣、自分が所管外だなんて言わないで、あなたはスポーツ庁を持っているんです。そして、オリンピックの関連する大臣の協議会も持っているんです。

今日は橋本大臣が来れなかつたんですけど、副大臣、見えていますかね、内閣府の、大丈夫だね。橋本大臣、オリンピックの申し子じゃないですか。オリンピック精神を守って、ゴルフの古い体質を改革しましょうよ。なぜそんな改革もできないんですか。橋本大臣に、松沢から厳しい指摘が出たと、今からでも遅くないと、政府に働きかけて、こんなむちゃくちゃな税は廃止しようとして立ち上がってもらえませんか、いかがですか。

○副大臣(亀岡偉民君) 今御指摘いただきましたが、我が国のゴルフ場利用税に関しては、IOCからオリンピック憲章に反しているとの指摘がなされているという認識は今のところございません。ただ、一方において、我が国においては、スポーツ振興の観点から、ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充を求める多くの意見が出ていることは

承知しております。

いずれにせよ、ゴルフ場利用税については、現在、文科科学省において税制改正要望を行っているところでありますので、税制改正議論の推移を注視してまいりたいと思っておりますが、これは、今、松沢先生のお話はしっかりと大臣に伝えたいと思っております。

○松沢成文君 IOCがゴルフ場利用税が差別的だというふうにご考えているかは分からない、知らないというふうにおっしゃっていましたが、まず、国際ゴルフ連盟は完全におかしいから直してくれと言っているんです。大臣に手紙まで来ているんです。日本ゴルフ協会も、これはIOCのオリンピック憲章違反だからどうにかしてくれと言っているんですね。それに関連するIOCは必ずそう言いますよ。

じゃ、IOCのバツハ会長にすぐに連絡して調べてください。ゴルフ場利用税、国際ゴルフ連盟からも日本ゴルフ協会からも、こんな差別的な税制はオリンピックまでやめてくれと来ているけど、IOCの見解いかがでしょう。私は、男女差別もびしっとバツハさんはこのままじゃ駄目だと言ったわけです。こんな差別的な税制を持っている国じゃオリンピック開かせないよ、チャンスがあるんだからまだ今年中でも変えなさいと来ますよ。それ、バツハさんに聞いてくれますか。できれば、もう一週間以内にお手紙で聞いてください、どうぞ。

○副大臣(亀岡偉民君) これはバツハ会長ではありませんが、国際オリンピック委員会の加盟団体である国際ゴルフ連盟からゴルフ場利用税についての要請が届いていることは重く受け止めておりますが、これをオリンピック憲章の根本的原則の第四条に違反するかどうかということをごちから確認するということはしておりません。向こうからこれは違反ですよということが来ればすぐにこれはできるわけですが、しっかりとこの辺はもう一回持ち帰りまして議論させていただきたいと思っております。

○松沢成文君 じゃ、もう一つ、総務省の方にお聞きしますけれども、まあ総務省もこれ地方自治体を面倒見なきゃいけない立場なんです。私も地方自治体の長をやっていましたけど、一回得た既得権、税収は絶対離したくないんですよ、財政厳しいですから。だから、特に市町村は、もうゴルフ場利用税、歳入の、これぐらいいあるんですよ、絶対これは廃止しちゃ困りますよ。

でもね、大臣、オリンピックを成功させるためにオリンピック憲章を守って、それに不公平だとか公正ではない、公平ではない制度があったら改革する、これをやって初めてレガシーが残るんです。だから、こういう不公平な税制は廃止しなきゃいけない。廃止した後、確かに税収が減ります。その税収をどうやって工面して地方自治体に満足いただけるような体制つくるか、それを総務省は考えればいいんですよ。交付税措置をもうちょっと増やしましょうとか特別の補助金をつくりましょうと。それを財務省と闘ってあなたたち財源措置すればいいんであって、この税制を残すこと自体、オリンピックやる国として失格なんです。高市大臣によく説明してやってください、いかがですか。

○副大臣(長谷川岳君) 大変辛い答弁になることをお許しいただきたいんですけども、ゴルフ場の利用税については、税収の七割はゴルフ場の所在市町村に交付をされておりまして、過疎地域など財源乏しい市町村の貴重な財源であるということがあります。それから、アクセス道路の整備それから維持管理、地すべり等の災害防止対策、ごみ処理、環境対策のゴルフ場関連の行政事業というのがあるというのを認識しております。また、プレーヤーは市町村の域外から来訪することが多くありまして、御負担をいただく担税力もあるというふうにご判断しておりますので、受益者として公平かつ合理的に納税していただく仕組みであるなどから、現行制度ではこの地方税にふさわしいものと理解をしております。

先ほどから御指摘がありますが、ゴルフ場の利用税によつて、このオリンピック憲章にありますようなゴルフをする機会が奪われていたり、あるいはこのスポーツ基本法にあるような生涯スポーツ社会の実現が阻害されているとは考えておりません。

そのための、委員御指摘のように、ゴルフ場の利用税、オリンピック憲章やスポーツ基本法に抵触するということは総務省としては考えておりません。

○松沢成文君 それ間違いですから。ちゃんとも一回考え直してください。

じゃ、次、公務員倫理規程に行きます。これも私、毎回、毎年ここで言ってきましたよ。なぜゴルフを差別するんだと。ゴルフって何か金持ちが談合で使う場なのかと。今、国体にも競技としてあつて、オリンピックもなつていて、完全なスポーツの一つですよ。

そりゃ、料亭で飲食というのは何か規定してもいいけれども、スポーツを、公務員と利害関係者はこのスポーツをやっちゃいけないというんだから、一緒に。こんな差別ないですよ。これを言う、菅長官もいつもそうです。公務員倫理規程何とか審査会というのがあつて、その意見を聴かないとなりませんから。意見聴いたんですけど。意見聴いて、頭の固い委員は、まあもうちょっと残しておいていいだろうなんて言うかも知れない。でも、その意見を聴いた上で、それがやっぱり国際情勢に合わなければ、内閣府の権限でこれ変えられるんです。審議会が変えるんじゃないんです。ここまでオリンピックやるのに恥ずかしいですよって国際団体から言われているような一方的な差別規定、撤廃すべきでしょう。大臣、どうですか。

○国務大臣(萩生田光一君) 国家公務員倫理規程については、所管外でありますので意見を差し控えてさせていただきますと思います。

また、個別の事案については、オリンピック憲章に違反するかどうかについてはお答えできる立場にございませんが、昨年の本委員会において、